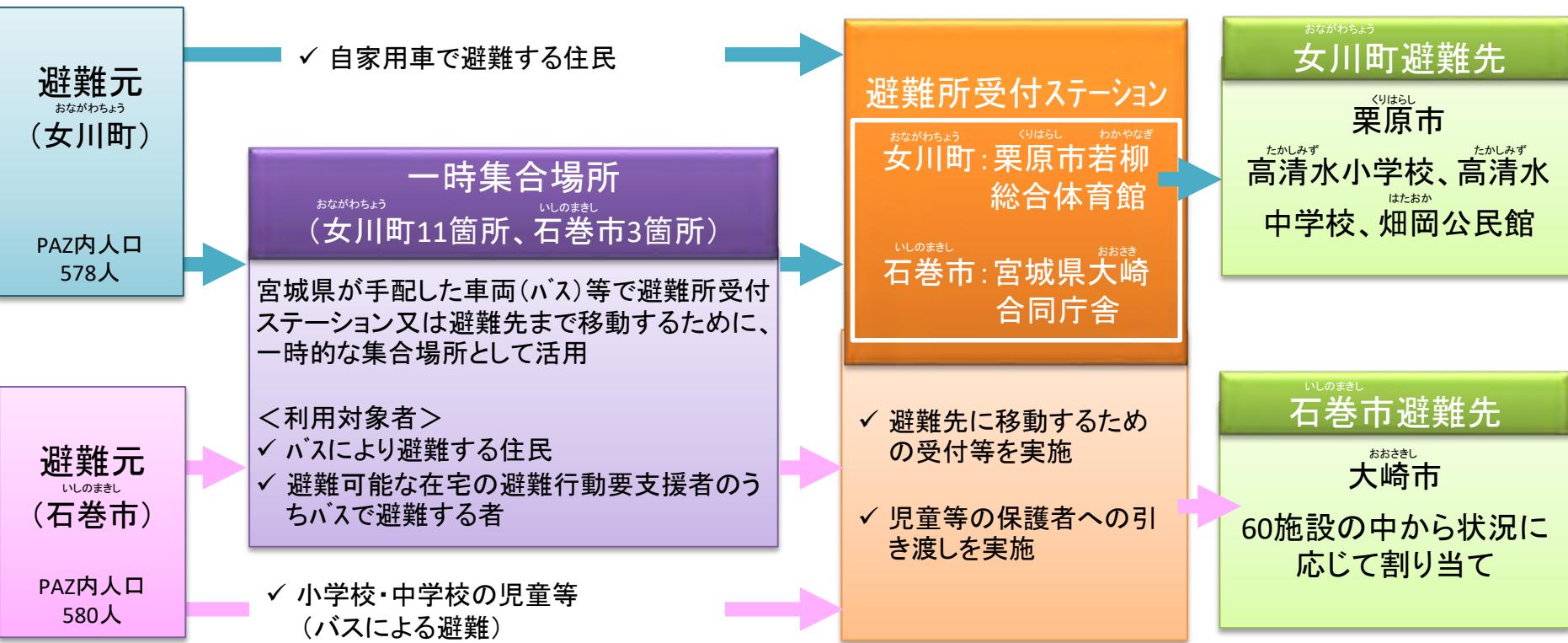
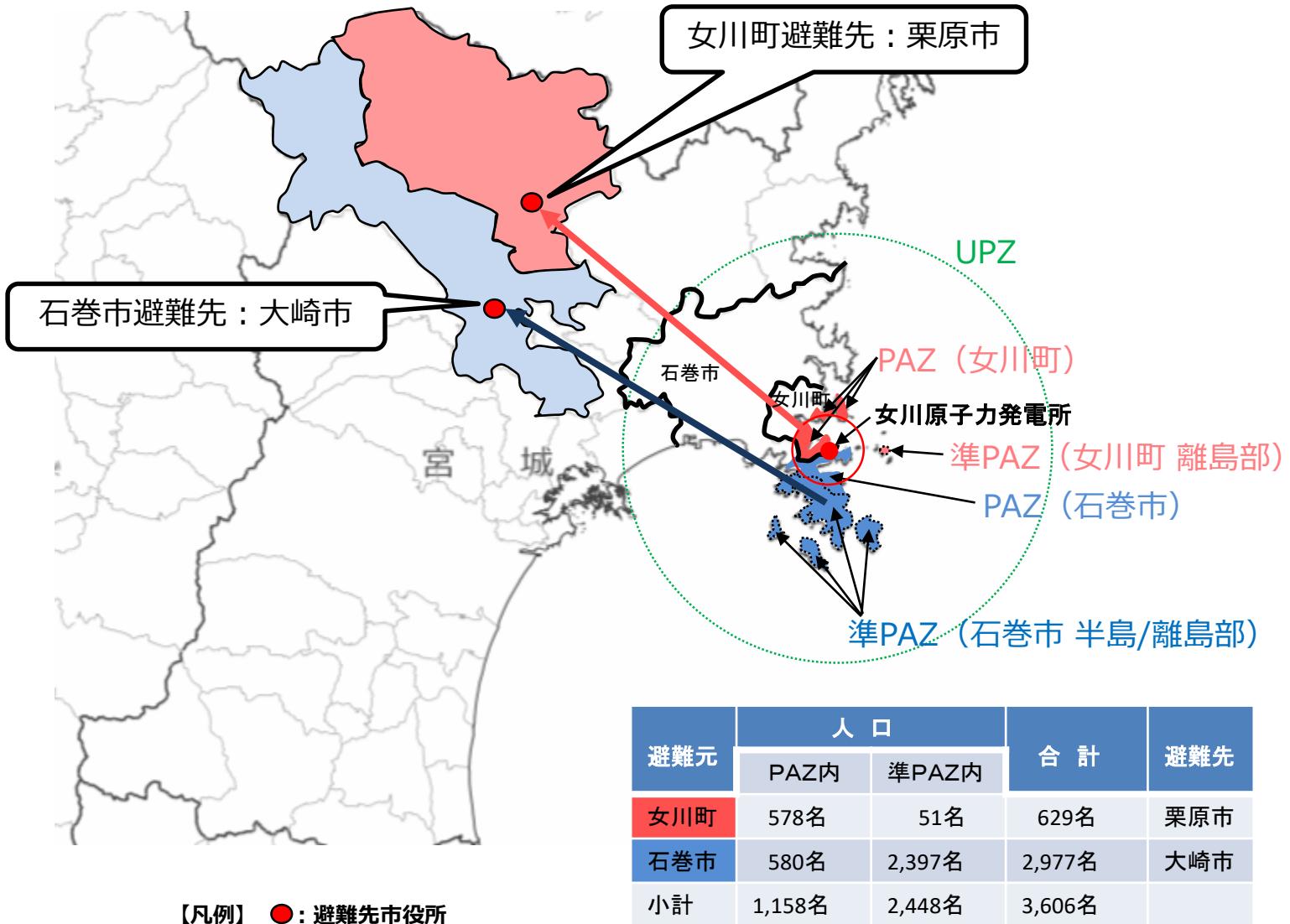


PAZ内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、おながわちょう女川町及びいしのまきし石巻市は住民広報、一時集合場所の開設を行い、宮城県は宮城県バス協会に住民避難用バスの準備要請を行う。また、宮城県、おながわちょう女川町及びいしのまきし石巻市は避難所受付ステーションの開設準備要請を行うとともに、女川町及び石巻市は職員を避難所受付ステーションに派遣する。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、おながわちょう女川町及びいしのまきし石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所受付ステーション又は避難先へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態になった場合、おながわちょう女川町及びいしのまきし石巻市は住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難所受付ステーションを経由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民は、一時集合場所に集合し、その後、避難所受付ステーションを経由して避難先へ移動する。



PAZ・準PAZ内の住民の避難先

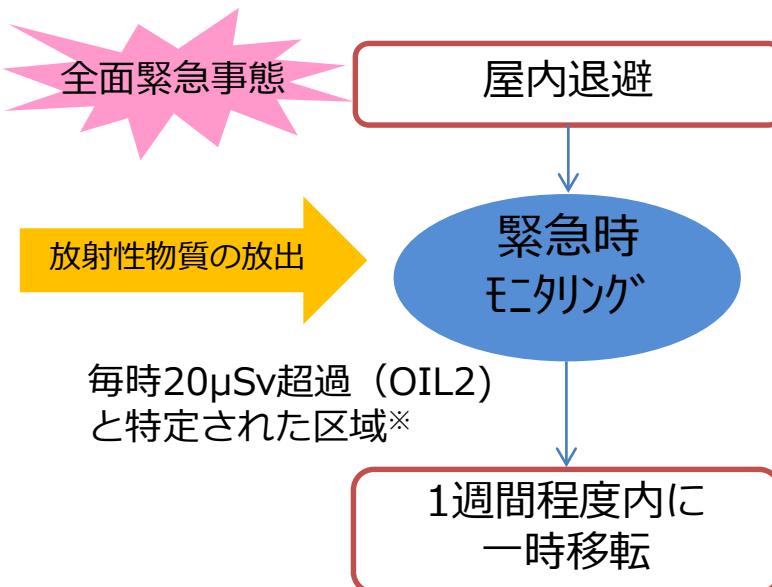


UPZ内における防護措置の考え方

- ▶ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ、準PAZにおける住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
 - ▶ 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
 - ▶ その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ を超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ を超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過（OIL1）となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。